



NO. 817  
 発行  
 2014年  
 5月28日  
 国鉄労働組合  
 新潟地方本部  
 発行責任者  
 上石 昌彦  
 編集責任者  
 教 宣 部

# 新潟スワカの勝利

## 第14回国労東日本 野球大会

5月15日〜16日（木・金）東京大井ふ頭中央海浜公園・野球場で第14回国労東日本本部野球大会が開催されました。  
 二日間とも天候に恵まれて組合員、家族、支援者など総勢16名で参加しました。

### 水戸地本に勝つ

1回戦は水戸地本との対戦。先行の新潟は5番、阿部（光）選手がバッティングセンターでの練習



成果？を發揮され、先制タイムリィで1点を先取。先発投手は加藤選手だがコントロールが定まらず四球を連発し1回、2回で2点づつ与えたが、堅い守りと運も味方して尻上がりコントロール・ピッチング内容が良くなりました。

### 6回に8点・逆転

1対4・互いに焦りの状態が続き敗色濃厚の中、新潟は5回表、相手バッテリー間の一瞬のスキを突き1点を挽ぎ取ると、6回の攻撃で四球4つを絡めたヒット5本の猛攻で一挙に8点を奪い大逆転に成功。

6回裏、最終回を3者凡退に打ち取り、新潟チーム久々に勝利することが出来ました。

新潟	1	0	0	0	1	8	11
水戸	2	2	0	0	0	0	4
新潟	2	2	0	0	2		6
盛岡	3	4	0	2	0		9

### 参加者選手

- 新一運 佐藤 昌典  
佐藤 翔太 (家族)  
本多 勝利
- ニイ 加藤 秀夫
- 車セ
- 新潟駅 阿部 光晴  
新津駅 石川 忠雄
- ナカ 福富 雅彦  
車セ 近藤 努  
中沢 達也  
長谷川 正志
- 支援者 6名

16名



大会ルールでは、試合は7回戦か試合時間が1時間30分となっているので、1回戦は6回、2回戦は5回までとなりました。

### 2回戦は惜敗

2回戦は盛岡地本。先行の新潟は満塁のチャンスから4番、中沢選手が、しぶとく四球を選び先制。本多選手の内野ゴロ間に2点目を取る好スタート。先発投手は近藤選手。持ち前の粘り強く低めに投げ、内野ゴロを打たせていったが、昨日の疲労と「勝利の美酒」に酔いしれたか？エラーを連発。盛岡の強打も加わり、3点を取られ逆転されました。

2回の新潟の攻撃で、近藤選手の執念のヒットを足掛かりとして翔太選手の2点タイムリィで再逆転。

しかし前回進優勝チームは強打そして試合巧者で2回4点、4回2点を追加され最終回、新潟も本多選手のタイムリィ等で2点を返したが力及ばず6対9で惜敗した。



### 老骨に鞭を打って

#### キャンプイン 加藤のコメント

ケガ人も無く勝利まで飾られたことは、参加された皆様のおかげです。人生の初マウンドで何時かえられてもおかしくない状況でしたが、佐藤監督のアドバイス・皆様の激励で何とか投げることが出来ました。

2年後は新たな仲間を加えるとともに、自己節制して勝利に貢献できるよう頑張りたいと思います。

最後に「老骨に鞭を打って」？参加された皆様に感謝します。

### 論集後記

5月も下旬になりました。山菜の季節ですね。雪が多かったため長く楽しめたのではないのでしょうか。そして旬の季節でした。これから梅雨に入りそして夏へと季節が変わっていきま。気温の変化が激しく体調を崩しやすいと思います。

適度な運動とバランスの良い食事でしょうか。暑くなってくるとういよいよビールの季節ですね。



# 地本組織強化拡大 経験交流集会の開催

## 7月12日(土)

地方本部で「組織強化拡大経験交流集会」開催を企画しました。企画内容は現在検討中ですが、他地本から講師を要請し全体の交流を深めていきたいと考えています。詳細は後日連絡します。



# 元祖5・1新潟メーデー

5月1日「元祖5・1新潟メーデー」が県民会館大ホールで開催されました。全国一般新潟・全港湾新潟が主催し多くの労働者・民主団体など全体で700名が結集しました。国労から5名が参加しました。



集会終了後は、新潟市内中心部をデモ行進し広く新潟市民に訴えました。天候は少し雨が降ったりしましたがデモ行進終了まで雨は大降りになりませんでした。新津・長岡・上越の各地域でもメーデーが開催されました。



## 労働者の権利について

### 争議権(ストライキ権)は労働者の権利

争議権(ストライキ権) 保障の意義  
●労働組合が要求実現や抗議のために集団的に就労を拒否したり、さまざまな手段で事業の正常な運営を妨げる行為を行うことを、争議行為といいますが。

その典型は、同盟罷業ともいわれるストライキ(業務放棄)であり、争議行為を行う権利としての争議権は、労働者の基本的な権利として、憲法28条で保障されたものです。

争議権は、労働者が団結を背景に要求実現などのために使用者に圧力行使することを認めた、労働者にとって最も強力な団結の武器です。

●団結権・団体交渉権・争議権を労働三権と言いますが、3つの権利が一体的なものとして労働基本権を構成しています。

3つの権利は密接に関係し、相互に支え合う関係にあります。労働組合が、争議権を背景にもっているからこそ団体交渉権は実効的な権利になり、強い団結力は、団体交渉の迫力を増すこととなります。

(国労本部資料から)

